

彼には夢がありました。愛する恋人と、近所の教会で結婚式を挙げたいという夢が。

彼には夢がありました。その恋人と共に、毎日食卓を囲みたいという夢が。

彼には夢がありました。共に子供を育て、暖かな家庭を築きたいという夢が。

彼には夢がありました。恋人に手を握られ、最後を看取られたいという夢が。

しかし、それは叶わぬ夢でした。彼の恋人は、男性だったからです。

人はなぜ結婚するのでしょうか。ただ一緒にいたいだけならば、好きな人と一緒に住むだけでもよいはずですが。にもかかわらず、なぜ私達は、「結婚」を求めるのでしょうか。

結婚が重要な理由は2つあります。もちろん、人生のリスクを回避するためというの

もあるでしょう。人生は何が起こるか分かりません。重い病気になる、事故に遭う、借金を抱える、親を介護する、リストラに遭う…。そういったものに耐えるため、人は家族を作り危機に備えます。それは一緒に住んでいるだけでは得られない結婚の意義です。

しかし、もう一つ、何よりも重要な要素があります。それは結婚が自分が安心できる、帰属する場所を作ることです。仕事で疲れたとき、悩みがあるとき、そんなとき人は家庭で癒されようとしています。家庭とは結婚相手と共に作る、居場所そのものです。自分がいつでも、どんなときでも受け入れてくれる暖かい場所。そこにいるのは「恋人」のような一時的な関係ではなく、死ぬまで一緒にいる居ことを誓った妻でなくてはならないのです。「この人は私の彼女です」と

という言葉と「この人は私の妻です。」という言葉では意味が全く違います。それは、「妻」という人が、たった一人のかけがえのない人だという意味が込められているからです。私はこの人と共に責任と義務を分かち合い、生きていくという重み、「病めるときも、健やかなるときも、死が二人を分かつまで」一緒に生きるという決意があるからです！

妻と作る家庭とは、自分の一部であり、いつでも帰れるホームであり、自らのアイデンティティそのものなのです。

結婚式で友人が大勢きて、おめでとうと祝福して貰うと涙が出るほど嬉しいものです。結婚した自分という新しいアイデンティティが、周りから祝福され、認められるのは、まさに人間の最も幸せな時なのです。

結婚の自由はまさに、社会権や生存権などに劣らず重要な、人間の権利に他なりません。

ん。きっとそれは人間が生きていく上で不可欠なものです。結婚とは、まさに人間の条件なのです！

しかし、今日本で数百万もの同性愛者の人々が、愛する人と結婚することができません！同性愛者が人を傷つけたのでしょうか？罪を背負っているとでもいうのでしょうか？嫌悪されるべき人間なののでしょうか？

彼ら、彼女らは、私達と同じように、人を愛し、ひとりぼっちは寂しいと思う人間なのです。私達に彼らに孤独を強いる理由はないはずです。本弁論の目的は、愛する人と結婚するという人間の権利を、取り戻すことにあります！

それでは同性愛者の人々の置かれている

現状についてみていきましょう。まず同性愛者とは、厳密には **LGBT** と呼ばれます。**LGBT** とは、女性の同性愛者のレズビアン。男性の同性愛者のゲイ。異性愛者であり、同性愛者でもあるバイ。自分の体の性別と、自分が感覚として思う性別が違うトランスジェンダーの頭文字をとって **LGBT** といいます。

皆さんの中には周りに **LGBT** の知り合いはいない、なんて人も多いでしょう。しかし、2015年度行われた調査があります。それによると、およそ7.2パーセントが **LGBT** であるとの結果が出ました。 おおよそ、13人に1人という数字であり、おおよそ日本国民の内850万人以上が性的マイノリティなのです。日本の **LGBT** を全て合わせれば、大阪府の人口に匹敵するのです！

皆さん、後ろの人はゲイ。横の人はレズ。前  
の人は、実はトランスジェンダーかもしれ  
ません。

LGBT は本当に結婚の権利を求めている  
のでしょうか？NHK のアンケートによれ  
ば、LGBT で、同性結婚やパートナーの登録  
制度を認めて欲しいという割合は、90.7%  
にのぼります！また、実際に、結婚に相当  
する証明書が発行されたら、申請したいと  
いう割合は、82%という高い数字です。

また、結婚の付随する権利として、重要な  
ものがいくつもあります。例えば、公営住宅  
に2人で住む権利、相手が病気になったと  
きに介護休暇を取る権利、生命保険の受取  
人になる権利、遺産相続を受け取る権利、扶  
養控除を受け取る権利、養子縁組をする権  
利、手術の同意権などです。そもそも結婚で  
きないために、これらの権利を LGBT の人

達は持っていないのです。

では社会の中で、**LGBT**の人々はどのように思われているのでしょうか。FNNの調査によれば、同性婚を法的に認めても良いという割合は50%を越えています。また、労働者を対象にした調査によると、5割の人間が、**LGBT**を「他の人と変わらない人」と認識しています。日本国民は**LGBT**の結婚に対し、非常に寛容であることが分かります！

国民の過半数が同性婚を認めている。

**LGBT**の人々は現状を変えてくれと言っている。それではなぜ、日本では**LGBT**への法整備が遅れているのでしょうか？

その原因は日本国憲法にあります。日本国憲法24条において、婚姻は、両性の合意にのみ基づいて成立するとあります。この前提で民法は成立しており、実際に1999年に

は、今の民法の規定では同性婚は無効であるとの判例が出ています。

となると、同性婚を認めるには国民投票を行って憲法24条を改正し、民法の「夫婦」の文言を変える、戸籍法の改正を行うなど多大な時間と政治的なコストがかかります。したがって、同性婚を認めることは今すぐには難しいでしょう。しかし、**LGBT**には今が結婚適齢期の人や、高齢で最後の結婚のチャンスである人などもあります。まさに今すぐ、権利を求めている人々がいるのです。

そこで私は2点の政策を提案します。今すぐ権利を必要とする人々を救うための政策が一点。2点目に、最終目標として、同性婚を認めるための法整備を提案します。今すぐ実現可能な政策とは、パートナーシ



ップ法です。パートナーシップ法とは婚姻に相当する権利を憲法に抵触しない形で LGBT に認めるというものです。具体的には、公営住宅に2人で住む権利、相手が病気になったときに介護休暇を取る権利、生命保険の受取人になる権利、遺産相続を受け取る権利、扶養控除を受け取る権利、手術の同意権などです。この法律ならば、憲法に抵触せず、実質的な権利保障を LGBT に行うことができます。しかし、パートナーシップ法は、こうした権利を認めるだけに留まり、LGBT カップルが夫婦と認められる訳では在りません。例えば、正式な配偶者ではないため、養子縁組などは認められません。法的な夫婦両者が親権者となることが養子縁組の条件だからです。

また、社会から正式に配偶者として認められるわけではありません。パートナーシッ

プ法では完全な平等は達成されないのです。

よって、2点目の同性婚を認めるための法整備が必要となってきます。同性婚に関連する憲法、民法、戸籍法の改正などを行います。第一に、結婚を両性の合意にのみ基づくとしている憲法第24条を、2者の合意へと改正します。それに伴い、民法、戸籍法、相続法など夫婦に関する規定を定めた法律を、同性婚を前提とした条文に改正します。これによって、パートナーシップ法では認められなかった養子縁組などが可能になり、異性愛者と全く同じ権利を得ることが出来ます。加えて、本当の意味で愛し合っている二人が社会から婚姻を認められることになり、完全な平等が達成されます。

もちろん、同性婚の法整備は非常に時間がかかります。ゆえに、パートナーシップ法で現状における最大限の権利の保護を行

い、同性婚の実現にむけて改革を進めていくのです！

私には夢がある。愛する恋人と、近所の教会で結婚式を挙げたいという夢が。

私には夢がある。その恋人と共に、毎日食卓を囲みたいという夢が。

私には夢がある。共に子供を育て、暖かな家庭を築きたいという夢が。

私には夢がある。恋人に手を握られ、最後を看取られたいという夢が。

私は、この夢を叶えることができる。その自由があるからです。しかし、**LGBT**にはその自由がありません。

今こそ、自由の鐘を鳴らそう！自由の鐘を打ち鳴らそう！彼ら、彼女らの手に人間の条件を取り戻すのです！

ご静聴有り難うございました。